

平成30年度
年次報告

個人情報保護委員会

目 次

第1章 委員会の組織等及び所掌事務	1
第1節 委員会設置の経緯	1
1 特定個人情報保護委員会の設置	1
2 個人情報保護委員会の設置	1
第2節 委員会の組織等	1
1 組織	2
2 予算	2
3 組織理念	2
第3節 委員会の所掌事務の概要	4
1 個人情報保護法等に関する事務	4
2 マイナンバー法に関する事務	6
3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	11
第2章 委員会の所掌事務の処理状況	12
I 個人情報保護法に関する事務	12
第1節 個人情報保護法に基づく取組等	12
1 個人情報保護法に基づく取組等	12
2 個人情報を取り巻く新たな課題への対応	14
第2節 個人情報保護法に基づく一元的な監督等	14
1 監督に係る処理状況	14
2 パーソナルデータの適正かつ効果的な活用	15
II マイナンバー法に関する事務	16
第1節 監視・監督	16
1 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正	16
2 漏えい事案等に関する報告の受付状況等	17
3 立入検査等の実施状況	17
4 監視・監督システムを用いた情報連携の監視状況	17
5 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況	17
6 指導・助言等の状況	18
第2節 特定個人情報保護評価	18
1 特定個人情報保護評価書の承認	18
2 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	18
3 特定個人情報保護評価指針の変更	18
第3節 その他	19
1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の承認	19
III 国際的な取組	19
第1節 地域別対話	20
1 EUとの協力対話等	20
2 米国との対話	22

3	英国との対話	22
4	APEC CBPRシステムの推進	23
5	その他の海外のデータ保護機関等との連携	23
第2節	個人データに関する国際的なデータ流通の枠組み構築に関する取組	24
1	駐日米国大使館公使との面会	24
2	OECDとの意見交換	24
3	米国当局との対話	25
4	駐日欧州連合代表部公使との対話	25
5	欧州委員会委員との対話	25
IV	個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	25
第1節	広報・啓発	25
1	個人情報保護法関係	25
2	マイナンバー法関係	26
3	国際関係	26
第2節	相談受付	27
1	個人情報保護法関係	27
2	マイナンバー法関係	27
第3節	人材育成	28
付章	活動実績	29
1	委員会会議	29
2	認定個人情報保護団体の認定の状況	33
3	個人情報の取扱いに関する監督に係る処理状況	36
4	個人情報保護法相談ダイヤルの受付件数	42
5	行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所の受付件数	43
6	生産性向上特別措置法に基づく革新的データ産業活用計画の協議実績	43
7	匿名加工情報の作成等に係る公表状況	44
8	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況	45
9	特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況	45
10	マイナンバー苦情あつせん相談窓口における内容別受付件数	46
11	特定個人情報保護評価書の承認日	46
12	評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	47
13	主な国際会議への出席	47
14	外国機関等との対話実績	49
15	個人情報保護法に関する説明会の実施状況	49
16	意見募集手続	50
17	職員研修	50

【参考目次：分野別構成】

I. 個人情報保護法に関する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務		
	第3節 委員会の所掌事務の概要		
	1	個人情報保護法等に関する事務	P 4
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況		
	I	第1節 個人情報保護法に基づく取組等	P12
	I	第2節 個人情報保護法に基づく一元的な監督等	P14
II. マイナンバー法に関する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務		
	第3節 委員会の所掌事務の概要		
	2	マイナンバー法に関する事務	P 6
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況		
	II	第1節 監視・監督	P16
	II	第2節 特定個人情報保護評価	P18
	II	第3節 その他	P19
III. 国際的な取組	第2章 委員会の所掌事務の処理状況		
	III	国際的な取組	P19
IV. 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務		
	第1節	委員会設置の経緯	P 1
	第2節	委員会の組織等	P 1
	第3節 委員会の所掌事務の概要		
	3	個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	P11
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況		
	IV	第1節 広報・啓発	P25
	IV	第2節 相談受付	P27
	IV	第3節 人材育成	P28

第1章 委員会の組織等及び所掌事務

第1節 委員会設置の経緯

1 特定個人情報保護委員会の設置

平成25年5月31日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）が公布された。この法律により、国民一人ひとりにマイナンバー（個人番号）を付番し、複数の機関において保有している同一人の情報を紐付けることで、社会保障制度、税制及び災害対策に関する行政分野において、効率的な情報の管理及び利用を可能とするマイナンバー制度が導入されるとともに、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の適正な取扱いを確保するための保護措置の一環として、平成26年1月1日に特定個人情報保護委員会が設置された。

2 個人情報保護委員会の設置

特定個人情報以外の個人情報については、従来、消費者庁が「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を所管し、各主務大臣がその所管する事業分野の個人情報取扱事業者に対して個人情報保護法に基づく監視・監督を行ってきた。他方で、欧州諸国やアジア諸国等では、プライバシーや個人情報の保護を担当する独立した監督機関を設置している例が多く、組織面での国際的な整合性をとる必要があった。

こうしたことも踏まえ、平成27年9月に成立した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号。以下「平成27年改正法」という。）によって個人情報保護法及びマイナンバー法が改正され、平成28年1月1日に、特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

委員会は、個人情報の保護に関する独立した機関として、個人情報保護法を所管するほか、改組前の特定個人情報保護委員会が担っていた全ての所掌事務を引き継いでいる。また、平成27年改正法による改正後の個人情報保護法が全面施行された平成29年5月30日以降は、改正前の個人情報保護法に基づき各主務大臣が行使していた監督権限を一元的に所掌することとなった。

第2節 委員会の組織等

委員会は、事業分野を問わず個人情報を取り扱う全ての民間事業者等に対し個人情報保護法に基づく監視・監督を行う（平成29年5月30日以降）とともに、特定個人情報を保有する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等に対しマイナンバー法に基づく監視・監督を行う機関であり、国の行政機関を含むあらゆる監視・監督対象からの独立性が必要であることから、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第3項の規定に基づく内閣府の外局である合議制の機関として設置された。また、委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し（個人情報保護法第63条第3項）、その職権行使の際の独立性が明示的に定められている（同法第62条）。

1 組織

委員会は、委員長及び委員 8 人で構成され、任期は 5 年（ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間）である（個人情報保護法第 63 条第 1 項及び第 64 条第 1 項）。平成 31 年 1 月に委員会は二期目を迎え、委員長及び一部の委員が新たに任命された。平成 31 年 3 月 31 日現在における委員長及び委員は、嶋田実名子委員長（元花王株式会社理事）、熊澤春陽委員（元株式会社日本経済社執行役員）、丹野美絵子委員（元独立行政法人国民生活センター理事）、小川克彦委員（元慶應義塾大学環境情報学部教授）、中村玲子委員（元政策研究大学院大学政策研究科教授）、加藤久和委員（明治大学政治経済学部教授）、大滝精一委員（学校法人至善館理事）、宮井真千子委員（パナソニック株式会社客員）及び藤原静雄委員（中央大学大学院法務研究科教授）である。

委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報が利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 3 第 1 項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとされている（個人情報保護法第 63 条第 4 項）。

また、委員長及び委員については、独立した職権行使を保障するための身分保障の規定が設けられている（同法第 65 条）。

さらに、委員会には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとされており（同法第 69 条第 1 項）、平成 31 年 3 月 31 日現在において 4 人の専門委員が置かれている。

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれており（同法第 70 条）、平成 30 年度末の定員は 119 人となっている。事務局には、事務局長のほか次長、総務課及び参事官 4 人が置かれている。

2 予算

平成 30 年度の委員会の予算額（補正後）は、33 億 5,762 万円となっている。

3 組織理念

委員会は、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」を任務としている（個人情報保護法第 60 条）。この任務を十分認識し職務を遂行するため、平成 28 年 2 月に組織理念を決定し、その後平成 27 年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行（平成 29 年 5 月 30 日）により委員会の所掌事務が拡大すること等を受け、平成 29 年 5 月 12 日に組織理念を一部変更した。

さらに、平成 31 年 1 月より委員会が第二期を迎え、また、個人情報を取り巻く環境に大きな変化が生じてきたこと等を踏まえ、平成 31 年 2 月 5 日に組織理念を一部変更した（図 1）。新たな組織理念は、①個人データをめぐる状況の変化に対する適切な対応、②個人情報の取扱状況等を的確に把握し機動的に対応する監督、③安全で自由な個人データの流通促進に向けたグローバルなイニシアティブ、④特定個人情報の安心・安全の確保に向けた取組、⑤多様な主体に対する分かりやすい情報発信、⑥最先端の技術や国際的な連携に対してより円滑に対応できる体制の整備の 6 つの項目から構成されている。

情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

③ 勧告・命令（マイナンバー法第 34 条）

ア 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。勧告の対象者には、特定個人情報を法令に基づいて取り扱う者のほか、違法に特定個人情報を取り扱う者も含まれる。

イ 委員会は、上記アによる勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

ウ 委員会は、上記ア又はイにかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

④ 情報提供ネットワークシステム等に対する措置の要求（マイナンバー法第 37 条）

ア 委員会は、マイナンバーその他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

イ 委員会は、上記アの規定により措置の実施を求めたときは、当該関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

⑤ 苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力（個人情報保護法第 61 条第 4 号）

事業者等の保有する特定個人情報の取扱いに関する苦情が委員会に寄せられた場合、相談窓口において、相談者に対し事案の内容に応じた助言を行い、自主的な解決を促すほか、必要に応じて委員会から事業者に連絡し、あっせんを行う。また、苦情の処理を行う事業者に対して解決に向けた助言等を行う。

(2) 特定個人情報保護評価

行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びにマイナンバー法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者（以下この項及び第 2 章Ⅱ第 2 節において「行政機関の長等」という。）が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、委員会規則等に定める手続に従い、特定個人情報保護評価を実施することとされている（マイナンバー法第 28 条）。委員会は、マイナンバー法第 27 条及び第 28 条の規定に基づき、特定個人情報保護評価の実施に関し必要な措置等を規定する委員会規則の制定及び指針の作成を行うとともに、委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等が作成した特定個人情報保護評価書について承認を行う。

特定個人情報保護評価は、マイナンバー制度における制度上の保護措置の一つであり、

特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関の長等が、その取扱いについて自ら評価するものである。具体的には、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有する前に、当該特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認し、特定個人情報保護評価書において対外的に明らかにするものである。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とし、次に掲げることを目的として実施するものである。

① 事前対応による特定個人情報の適正な取扱いの確保

情報の漏えい、滅失、毀損あるいは不正利用等により個人のプライバシー等の権利利益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難である等、その回復は容易でない。したがって、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずることが重要である。

特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に応える手段であり、また、事前対応を行うことで、事後の大規模なシステムの仕様変更を防ぎ、不必要な支出を防ぐことも期待される。

② マイナンバー制度に対する国民の信頼の確保

マイナンバー制度に対する国民の信頼を確保する観点から、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。

特定個人情報保護評価は、行政機関の長等が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とするものである。

委員会が、マイナンバー法第 27 条及び第 28 条の規定に基づき「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）及び「特定個人情報保護評価指針」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）で定めた特定個人情報保護評価の手続は、図 2 のとおりである。行政機関の長等は、特定個人情報保護評価を実施する事務について、対象人数、取扱者数及び行政機関の長等における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のうち、いずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する（「しきい値判断」）。

基礎項目評価又は重点項目評価を実施する行政機関の長等は、基礎項目評価書又は重点項目評価書を作成し、委員会に提出した後、公表する。全項目評価を実施する行政機関の長等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（以下この項及び第 2 章Ⅱ第 2 節において「地方公共団体等」という。）を除く。）は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く国民の意見を求め、委員会の承認を受けた後、公表する。全項目評価を実施する地方公共団体等は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く住民等の意見を求め、第三者点検を受けた後、委員会に提出するとともに公表する。

(3) 非識別加工情報制度の運用状況等

行政機関個人情報保護法等改正法により改正された行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法（以下これら2法を併せて「行政機関個人情報保護法等」という。）に基づき、その施行日（平成29年5月30日）に、行政機関等非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な相談窓口として、委員会に行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所を開設し、行政機関等（行政機関及び独立行政法人等をいう。以下この項において同じ。）や民間事業者等からの問合せに広く対応している（付章5）。

また、非識別加工情報制度の円滑な運用に資するよう、非識別加工情報制度の概要を分かりやすく説明した資料とともに、平成30年度において新たに各機関の提案募集対象ファイル一覧及び実施日程一覧を委員会ウェブサイトで公表して提案募集の実施状況を紹介し、事業者向けの情報発信を拡充した。

さらに、総合案内所等を通じて広く国民に同制度を周知するとともに、行政機関等や地方公共団体の職員に対する運用実務に係る説明会に加えて、民間事業者向けの説明会や活用意向のヒアリングを実施した。

行政機関個人情報保護法等においては、行政機関等は、毎年度一回以上、当該行政機関等が保有する非識別加工情報について、提案募集を行うこととされている。平成30年度においては、20行政機関及び130独立行政法人等において、提案の募集が実施された（提案の募集対象となった個人情報ファイル数：行政機関286ファイル、独立行政法人等1,733ファイル）。また、行政機関において1件、独立行政法人等において計7件の提案があった旨の報告を受けた。

(4) 生産性向上特別措置法に基づく対応

生産性向上特別措置法第22条第6項の規定に基づき、主務大臣が革新的データ産業活用計画の認定をしようとする場合において、特に必要があるものとして政令で定める場合に該当すると認めるときは、あらかじめ委員会に協議することとされていることを踏まえ、保有個人データを用いる計画について15件の協議を受け、回答した。また、生産性向上特別措置法第11条第1項の規定に基づき、新技術等実証に関する計画について1件の認定を行った。

Ⅱ マイナンバー法に関する事務

第1節 監視・監督

1 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正

立入検査の結果及び問合せの内容や、規制改革推進会議における経済界の意見等を踏まえ、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号。別冊「金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）（以下これらガイドラインを併せて「マイナンバーガイドライン」という。）の記載内容がより分かりやすくなるよう、委託の取扱い、安全管理措置等の項目について、平成30年9月28日に改正した。

2 漏えい事案等に関する報告の受付状況等

平成 30 年度において、特定個人情報の漏えい事案その他のマイナンバー法違反の事案又はそのおそれのある事案について、279 件の報告を受けた。このうち、「重大な事態」については、行政機関から 1 件、事業者から 2 件の報告を受けた（マイナンバー法第 29 条の 4。付章 8）。

漏えい事案等の報告の多くは、事業者において誤ってマイナンバーを収集した事案やマイナンバーが記載された書類を紛失した事案であった。また、重大な事態については、マイナンバーが記載された書類を紛失した事案等であり、いずれもマイナンバーが悪用されたとの報告は受けていない。

漏えい事案等の報告を受けて、再発防止策等の確認を行うとともに、同種の事態が起きないように指導等を行った。

なお、上記のほか、許諾なく再委託が行われた事案に関して、第一報として、行政機関から 1 件、地方公共団体から 12 件の報告を受けている。

3 立入検査等の実施状況

立入検査を行うに当たり、平成 30 年度検査計画を策定し、検査の実施方針として、行政機関等に対する定期的な検査のほか、随時に検査を行うとともに、地方公共団体に対しては、規模、過去の検査状況等を勘案の上、選択的に実施し、検査項目を絞った検査を活用することなどを定めている。平成 30 年度においては、法令及びマイナンバーガイドラインの遵守状況、特定個人情報保護評価書に記載された事項の実施状況等を実地に確認するため、行政機関等 6 件、地方公共団体 65 件、事業者 14 件の立入検査を実施し、指摘した事項について改善の報告を求めた（マイナンバー法第 35 条及び第 29 条の 3 第 1 項。付章 8）。

また、許諾なく再委託が行われた事案に関して、他の行政機関等や地方公共団体等に対して同様の事案がないか確認するとともに、必要に応じて検査を行った。さらに、委員会ウェブサイトにて特定個人情報の取扱いの委託に際しての注意喚起を行った。

4 監視・監督システムを用いた情報連携の監視状況

情報提供ネットワークシステムにおいて、行政機関等の職員による不正な利用がないか確認するため、監視・監督システムを用いて情報連携される情報提供等記録を取得、分析を行った。なお、調査を行った範囲内では、不正な利用は見受けられなかった。また、監視・監督システムの分析能力向上のため、AI を活用した機能の開発について検討を行った。

5 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況

特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、前年度においてマイナンバーの漏えい、滅失又は毀損の防止その他のマイナンバーの適切な管理のために講じた措置に関する事項その他当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いに係る事項を報告することとされている（マイナンバー法第 29 条の 3 第 2 項）。

平成 30 年度において、平成 29 年度におけるマイナンバーを取り扱う事務に関する体制の整備、研修・監査等の実施及びシステムの管理に関する事項等について、2,209 機関から報告を受けた。

上記の結果等を踏まえて、地方公共団体における特定個人情報の適正な取扱いに向けた改善を促すため、205 団体に対して特定個人情報安全管理措置セミナーを開催した（付章 9）。

さらに、地方公共団体から参加希望を募り、68 団体に対して、マイナンバー漏えい事案等が発生したとの想定で初動対応の訓練を実施し、当該団体の対応における問題等について改善を促した。

6 指導・助言等の状況

平成30年度において、特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付に際し、再発防止策の徹底を求めたり、具体的な内容の記載を求めたりするなどの指導・助言等を87件行った(付章8)。

また、上記3で述べたとおり、立入検査を実施し指摘した事項について報告を求めるなどの報告徴収を95件行った(付章8)。

第2節 特定個人情報保護評価

1 特定個人情報保護評価書の承認

第1章第3節2(2)で述べたとおり、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することとされており、しきい値判断により、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のいずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する。

このうち、行政機関の長等(地方公共団体等を除く。)の全項目評価書については、マイナンバー法等により委員会の承認を受けることが義務付けられている(図2(9頁))。

平成30年度においては、6の行政機関の長等(評価実施機関)から全項目評価書の提出を受け、当該行政機関の長等の職員から全項目評価書の概要を聴取する等、内容について審査を行った上で、8件の承認を行った(付章11)。当該行政機関の長等は、承認を得た後、全項目評価書の公表を行った。

地方公共団体等の全項目評価書については、マイナンバー法等により、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受け、委員会へ提出するとともに公表することが義務付けられている。

2 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

平成31年3月31日現在、2,851の行政機関の長等(評価実施機関)が32,403の事務について特定個人情報保護評価書を公表している(付章12)。これらの特定個人情報保護評価書については、国民が検索・閲覧することが可能となるよう、委員会が運用するシステム(マイナンバー保護評価Web)に掲載している。

なお、委員会の承認対象ではない特定個人情報保護評価書についても、必要に応じて記載方法等に関する助言を行っている。

3 特定個人情報保護評価指針の変更

特定個人情報保護評価指針については、マイナンバー法第27条第2項の規定に基づき、少なくとも3年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとするとされている。この規定に基づき、特定個人情報保護評価指針の再検討を行い、特定個人情報保護評価を行う事務の対象となる人数の少ない行政機関の長等であってもリスク及びその対策の認識を深めてもらう観点から、最低限のリスク対策に関する措置状況等を基礎項目評価書の記載事項に追加する等の変更を行った。変更後の特定個人情報保護評価指針等は平成30年5月21日に公布・公表され、平成31年1月1日に全面施行された(なお、令和元年6月30日までの間は経過措置が設けられている。)

8 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況

(期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日)

対応事項	件数等
特定個人情報の漏えい 事案等の報告の受付	134 機関・279 件 (うち「重大な事態」(※1)に該当：3件) (内訳) 行政機関等：9機関、40件 (うち「重大な事態」に該当：1件) 地方公共団体：80機関、108件 事業者：45機関、131件 (うち「重大な事態」に該当：2件)
うち「重大な事 態」の内容	① 行政機関において、ウェブサイトにて1人分のマイナンバーを誤って掲載し、閲覧された事案 ② 事業者において、約170人分のマイナンバーが記載された書類を紛失した事案 ③ 事業者において、約2,520名分のマイナンバーが記載された書類(約1,560名分と約960名分の書類)を相互に入れ違えて、地方公共団体に送付した事案
報告徴収	95件
立入検査	85件(※2) (内訳)行政機関等6件、地方公共団体65件、事業者14件
指導・助言等	87件

※1 「重大な事態」とは、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」第2条各号に掲げる事態である。

※2 立入検査の実施件数は、立入検査開始日を基準として計上している。

9 特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況

説明会の名称	回数	参加者数
社会保障・税番号制度担当者説明会	48回	約6,130人
特定個人情報の取扱いに関する留意点の説明会	7回	約810人
全国市長会秋期ブロック会議	9回	約820人
地方公共団体情報システム機構セミナー	6回	約470人
特定個人情報安全管理措置セミナー	19回	約350人
計	89回	約8,580人

10 マイナンバー苦情あつせん相談窓口における内容別受付件数

(期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日、単位：件)

分類	計	通知カード・マイナンバーカードの取扱い	提供の求め・本人確認	利用目的	漏えい・紛失等	管理体制	個人情報保護法	苦情等窓口対応	不審な事案に関する情報提供	意見等
苦情(※1)	25	1	2	1	12	5	0	4	0	0
相談	878	25	190	24	130	363	9	42	7	88
その他(※2)	18	3	2	0	0	1	0	2	0	10
計	921	29	194	25	142	369	9	48	7	98

※1 事業者等における不適切な取扱い等に関する情報提供を含む。

※2 マイナンバー法又はマイナンバー制度に関する意見で他機関を紹介しているものを含む。

11 特定個人情報保護評価書の承認日

評価実施機関	評価書名	委員会承認日
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書	平成30年4月12日
全国健康保険協会	全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務 全項目評価書	平成30年4月12日
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務 全項目評価書	平成30年6月15日
国税庁長官	国税関係(受付)事務 全項目評価書	平成30年6月29日
厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による保険給付等(年金給付)に関する事務 全項目評価書	平成30年6月29日
厚生労働大臣	公的年金業務等に関する事務 全項目評価書	平成30年11月14日
人材派遣健康保険組合	人材派遣健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	平成31年2月22日
全国健康保険協会	全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務 全項目評価書	平成31年2月22日

12 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

(平成31年3月31日現在)

評価実施機関	評価書を公表した機関数	評価対象事務数	評価書種別		
			基礎項目	重点項目	全項目
行政機関の長	8	16	8	0	8
地方公共団体の長その他の機関	2,184	31,606	29,652	1,389	565
独立行政法人等	26	32	24	1	7
地方独立行政法人	1	1	1	0	0
地方公共団体情報システム機構	1	1	0	0	1
情報連携を行う事業者	631	747	619	48	80
計	2,851	32,403	30,304	1,438	661

※ 全項目評価又は重点項目評価を実施する事務の場合は、全項目評価書又は重点項目評価書と併せて基礎項目評価書を公表することとなるが、この場合の基礎項目評価書の数は計上していない。

13 主な国際会議への出席

国際会議名	開催日	開催国
第43回OECDデジタル経済政策委員会デジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会(SPDE)会合	平成30年5月15日、16日	フランス
第2回世界プライバシー執行機関ネットワーク(GPEN)執行実務者ワークショップ	平成30年6月13日、14日	イスラエル
第36回欧州評議会条約第108号諮問委員会総会	平成30年6月19日～21日	フランス
第49回アジア太平洋プライバシー機関(APPA)フォーラム	平成30年6月25日、26日	米国
Centre for Information Policy Leadership(CIPL)主催ワークショップ	平成30年6月27日	米国
世界経済フォーラム主催ワークショップ	平成30年6月28日	米国
第31回Privacy Laws & Business(PL&B)年次会合	平成30年7月2日、3日	英国
国際プライバシー専門家協会(IAPP)アジアプライバシーフォーラム2018	平成30年7月23日、24日	シンガポール
第9回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話	平成30年7月23日、24日	米国
シンガポール個人情報保護委員会(PDPC)主催セミナー	平成30年7月25日	シンガポール
CIPL主催ワークショップ	平成30年7月26日	シンガポール